

消費生活センター

高齢者や若者をターゲットにした

悪質商法の相談が増えています。

「おかしいな」「だまされた」と思ったたら

あきらめないですぐに消費生活センターへ

SF(催眠)商法

日用雑貨につられて行ったら
帰してもらえず、こわくて買っ
ちゃった。
………布団が **30万円**

マルチ・マルチまがい商法

楽しく大もうけなんてうそっぱ
ち、おがけて大事な友達までな
くしちゃったよー。
………在庫を抱え **80万円**



この手口!もしかして…?

あの手この手の悪質商法にご注意!

資格商法

受講するだけで資格が取れ
るなんて大ウソだ。はっき
り断わりやよがった。
…パソコンが **90万円**



アポイントメント商法

「全国の何千人に選ばれました。」なんて大ウソ。行かなくて
よがった。…色黒輝付きダイヤモンドが **120万円**

無料体験商法

エステの無料体験のつもりが、
高いコースを契約。
結局効果もなく…。
…クレジットが **300万円**



だまされない、かしこい消費者になるためのポイント

見知らぬ人の親しげな接近に要注意! うまい話はこの世にない

「結構です」「いいです」あいまいな言葉は使わない! 必要なければキッパリ断る

契約は慎重に! クーリング・オフ制度や消費者契約法を知っておく

家族や身近な人、消費生活センターに早く相談する

「納得できない!」「しまった!」と思ったら

クーリング・オフ: 原則8日以内であれば、無条件に契約を解除できる(注)

消費者契約法: 不適切な勧誘で誤認・困惑して契約した場合は取り消しできる

消費者に一方的に不当・不利益な条項は無効になる

(注)取引の種類または要件により解除できない場合があります

まだまだある! 悪質商法

点検商法



リフォーム
浄水器
消火器

「点検に来た」と訪問し、修理不能、危険、期限切れなど、事実と異なることを言って、必要のない商品売りつける。公的機関の職員を語ることも。

見本工事商法



屋根
外壁
ベランダ

「目立つ場所なので宣伝になる」「カタログに載せる」から特別に安くすると工事を勧めるが、実際は高額でずさんな工事が多い。

ネガティブ・オプション(送り付け商法)



雑誌
ビデオ
ゲームソフト

注文していない商品を一方的に送りつけ、受け取った以上義務があると勘違いして支払うことを狙った商法。代金引換便を悪用することもある。(知らない代金引換便は受け取りを保留または拒否しましょう)

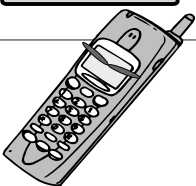
インターネット・トラブル



商品一般
国際電話

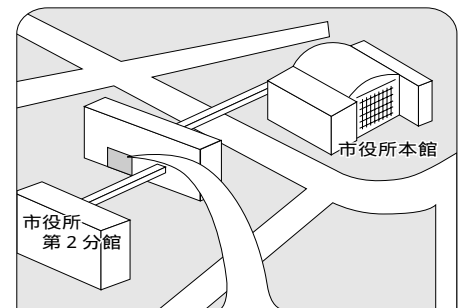
インターネットを利用した通信販売では「代金を前払いしたが、商品が届かないので連絡しようとしたらホームページがなくなっていた」などのケースがある。(代金前払いには注意!)
不用意にダウンロードすると自動的にアクセスポイントを書き換えられ、国際電話の請求書がくることも。(国際電話の利用は休止することができます)

携帯電話トラブル



ワン切り

携帯電話に着信があり、リダイヤルするとアダルト番組などが流れる。後で携帯電話に法外な請求がくることもある。(リダイヤルしない。住所・氏名は言わない。請求には関わらない)



市役所第1分館 1階

228 - 8100

FAX 228 - 8108

プライバシーにかかわることは厳守します

消費生活センターでは、消費者トラブルの未然防止のため、自治会や学校、会社などへの出前講座・出張相談などを行っています。

気軽にご相談ください。

クーリング・オフの方法

クーリング・オフを行うときは、必ず書面で行います。

出したことが証明できるように、はがきのコピーを取ってから配達記録郵便または簡易書留で出しましょう。

(記入例)

申込(契約)日	平成 年 月 日
販売会社名	株式会社
商品名	一式
担当者名	
右記の申し込みを撤回(または契約を解除)します	
氏名	住所
平成 年 月 日	

両面をコピーして保管しましょう